

陳 情 文 書 表

令 6 陳情第 1 6 号		令和 6 年 1 2 月 2 0 日受理	
件 名	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書		
陳 情 者	横浜市中区桜木町 3－9 平和と労働会館 6 階 神奈川県労働組合総連合 議長 住谷 和典		
陳 情 の 要 旨			
神奈川地方最低賃金審議会（赤羽淳会長）は令和 6 年 8 月 5 日、神奈川県の最低賃金を現行（1 時間 1, 1 1 2 円）から 5 0 円（4. 4 9 %）引き上げ、1, 1 6 2 円とするよう神奈川労働局・藤枝茂局長に答申しました。上げ幅は厚生労働省の審議会が示した目安と同額ですが、答申は「中小企業などの生産性向上等のための中長期的な支援や助成金等の申請手続きの簡素化および価格転嫁対策として、県・市町村を含む関係機関と密に連携し、適切な転嫁に向けた取組を迅速に徹底すること」を求めています。 急激な物価上昇の局面において、令和 6 年度の神奈川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）では、最低賃金決定の 3 要素のうち生計費に着目した議論がなされました。審議会は労働者の生計費の資料として、神奈川県人事委員会「世帯人員別の月額標準生計費」を採用しますが、その金額は単身者では 1 4 8, 1 9 0 円、4 人世帯では 2 5 6, 8 3 0 円です。この金額では健康的な食事や医療へのアクセス、交際費など、本来必要とすることを切り詰めなければ暮らせません。最低賃金 1, 1 6 2 円で月に 1 5 0 時間働いても 1 7 4, 3 0 0 円です。そこから、税金や社会保険料が天引きされれば、光熱費や住居費、食費など最低限の支払いは一層厳しくなり、その状況は長引く物価高騰によって、ますます深刻となっています。 神奈川県のパートタイム労働者比率は 2 0 1 9 年では 3 5. 1 %、2 0 2 3 年では 3 7. 8 %と増加しており、女性労働者の 5 5. 4 %がパートタイム労働者です。また、神奈川県における最低賃金の影響率は、事業所規模 3 0 人以上では 2 8. 6 %・全国平均 2 1. 6 %、事業所規模 5 人以上では 1 0. 3 %・全国平均 8. 1 %（厚生労働省「令和 5 年賃金構造基本統計調査特別集計」から引用）と全国一高くなっています。今春闘での賃上げは物価高騰に届いてお			

らず、最低賃金を含めた賃金の引上げによる非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められています。

最低賃金の引上げに伴った賃上げを行う際に、中小企業の大きな負担となっている社会保険料の事業主負担の軽減が求められています。この間、中小企業団体や健康保険協会の強い要望や国会審議など、その実現は喫緊の課題となっています。２０１４年の小規模企業振興基本法制定の際、国会では「中小零細事業者の社会保険負担軽減に効果的な支援策を講ずる」との附帯決議がなされています。国内事業者数の９９％を占める中小規模事業者に対しては、最低賃金の引上げとともに、社会保険料負担の軽減と国庫負担の増額が必要であり、社会保険料の事業主負担の軽減が、賃金への転嫁や正規雇用の増大につながると思います。

労働基準法は第１条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第９条では、「労働者の健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」にしています。

以上のことから、最低賃金を抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現することについて、地方自治法第９９条の規定に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

- １ 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金を抜本的に引き上げること。
- ２ 政府は、最低賃金を引き上げ、経営が継続できるように中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命と暮らしを守ること。